

(イ) 國出専断ヲ禁ムルニ際シテ一得権市ニ付テハ之ヲ認ム。又則チ
漸ク各強クシテ之ヲ認ム

(ハ) 労働者十一歳、第十二歳ヲ雇入ルル者ハ其ノ雇入ルル者ニ對シテ
聯合ヲ禁ムル人トナシ之ヲ雇入ルル者ハ其ノ雇入ルル者ニ對シテ

(ホ) 聯合ヲ禁ムル人トナシ之ヲ雇入ルル者ハ其ノ雇入ルル者ニ對シテ

之ヲ認ム

(ニ) 労働組合ノ成立消滅ニ關シテハ其ノ無効如ク之ヲ認ム。又則チ
労働組合ノ成立消滅ニ關シテハ其ノ無効如ク之ヲ認ム

(ハ) 聯合ノ範圍ヲ擴張シテ聯合ノ範圍ヲ擴張シテ聯合ヲ禁ムル者ハ其ノ

聯合ノ範圍ヲ擴張シテ聯合ノ範圍ヲ擴張シテ聯合ヲ禁ムル者ハ其ノ

聯合

(ロ) 聯合ノ範圍ヲ擴張シテ聯合ノ範圍ヲ擴張シテ聯合ヲ禁ムル者ハ其ノ

聯合ノ範圍ヲ擴張シテ聯合ノ範圍ヲ擴張シテ聯合ヲ禁ムル者ハ其ノ

聯合ノ範圍ヲ擴張シテ聯合ノ範圍ヲ擴張シテ聯合ヲ禁ムル者ハ其ノ

聯合ノ範圍ヲ擴張シテ聯合ノ範圍ヲ擴張シテ聯合ヲ禁ムル者ハ其ノ

聯合ノ範圍ヲ擴張シテ聯合ノ範圍ヲ擴張シテ聯合ヲ禁ムル者ハ其ノ

財團法人協同會大阪支所

ニ労働組合公認ノ美名ヲ籍リテ現在ノ労働組合ニ對シ凡ユル
交渉壓迫ヲ加ヘ之ヲ破壊セントスルモノデアル。我等ハ如斯
労働組合法ニ對シ絶對ニ反對シ左ノ如ク決議ス

1、陸海軍職工、農業、林業、漁業労働者ヲ組合法ヨリ除

外セザルコト

2、労働組合ノ組織及ビ行動ニ對シ絶對ニ制限ヲ加ヘザル

コト

3、組合員ノ範圍ヲ制限セザルコト

4、法人ニスルト否トハ労働組合ノ自由トスルコト

5、労働組合ニ賠償責任ヲ負ハシメザルコト

6、地方長官ヲシテ労働組合ニ干渉セシメザルコト

7、資本家ガ原案第十一條及第十二條ニ違反シタル時ハ無

效トシ之ニ体刑ヲ課スルコト

由争議調停法ニ付テ